

新型コロナウイルス感染のセルフチェックには国が承認した抗原定性検査キットを使いましょう。

ー購入時には薬剤師から説明を受けて正しく使用しましょうー

Q：新型コロナウイルス感染の検査キットにはどのようなものがありますか。

A：新型コロナウイルス感染のセルフチェックに使用する検査キットには、「医療用検査薬」、「一般用検査薬」、「研究用」があります。このうち「研究用」は国の承認を受けておらず、適切に性能等が確認されているかも不明なものが多いため、その使用はお勧めできません。

新型コロナウイルス感染のセルフチェックに使用する、国の承認を受けた医療用の抗原定性検査キット（以下「医療用検査薬」とする。）については、令和3年9月27日から一部の薬局で薬剤師に相談の上、購入ができるようになりました。また、令和4年8月24日以降、一般用SARSコロナウイルス抗原キット（以下「一般用検査薬」とする。）が承認され、薬剤師による情報提供を受けた上で、薬局、薬店のほか一部のインターネット通信販売サイトでも購入することが可能となっています。

しかし、国の承認を受けていない「研究用」とされるものも販売されているため、購入にあたっては注意が必要です。

国が承認した「医療用検査薬」または「一般用検査薬」の抗原定性検査キットによりセルフチェックを行い、陽性の場合には、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター等に連絡するようにしましょう。なお、検査キットで陰性と判定された場合でも、偽陰性の可能性もありますので、検査キットの結果だけで感染していないと判断せず、外出時にはマスクを着用し、手をよく洗う等の感染対策をとるようにしましょう。

インターネット通信販売等も可能な「一般用検査薬」については、令和4年8月24日以降、順次承認されており、薬局、薬店のほか、一般用医薬品を販売する通信販売サイト等でも販売が開始されています。なお、「一般用検査薬」をインターネット通信販売等で購入する際には、メール等で薬剤師による情報提供が行われます。不明な点は、薬剤師に相談してから購入しましょう。

【消費者へのアドバイス】

(1) 新型コロナウイルスの感染のセルフチェックには、国が承認した「医療用検査薬」または「一般用検査薬」の抗原定性検査キットを使用するようにしましょう。「研究用」として市販されているものは、新型コロナウイルスの感染の有無を調べることを目的としたものではなく、国が承認したものではないため、適切に性能等が確認されているかも不明なものです。

(2) セルフチェック用として「医療用検査薬」または「一般用検査薬」の抗原定性検査キットを購入する際には、薬剤師の説明等を受け、正しく使うようにしましょう。購入時に「医療用検査薬」か「一般用検査薬」であることが確認できない場合には、購入を控えるようにしましょう。

(3) 悪質なインターネット通販サイトで取引をしないために、いくつか注意して欲しいことがあります。

新型コロナウイルス検査キットの通信販売に関しては、「検査キットが届かない」、「事業者と連絡がとれない」といった相談事例が過去にみられます。このような事例では、他のインターネット通販でもみられるような、金銭のほか個人情報やクレジットカード情報を詐取する目的で作られた、悪質なインターネット通販サイトにアクセスしている可能性があります。

悪質なインターネット通販サイトを利用してトラブルになった場合、解決が困難になる可能性が高いため、インターネット通販サイトで購入する前には「特定商取引法に基づく表記」等として表示されている販売業者の住所や電話番号、責任者名など販売業者の情報をしっかり確認することが重要です。そして少しでも怪しい、おかしいと思ったら、そのサイトの利用をやめ、金銭の支払いや個人情報・クレジットカード番号等の入力はしないようにしましょう。

また、あたかも国の承認を受けたと誤解を与えるような表示や、「研究用」の検査キットを用いることで感染の有無が判断できるとの誤解を与えるような表示等を行っている場合もありますので、注意しましょう。

トラブルが生じた場合や不安に思った場合には、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

【参考資料】

- 1) 国民生活センターホームページ <https://www.kokusen.go.jp/>
- 2) 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターについて
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/tiikisienn1.html/>